

(件名) 高病原性鳥インフルエンザが人への感染を起こす可能性があるため、その対策をすることを求める陳情

(陳情の趣旨)

日本の高病原性鳥インフルエンザの発生はとても奇妙な経過をたどっている。平成16年に日本としては79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザの発生があり、殺処分だけでなく移動制限などでの損害についても国費での補償が決められた。その結果、殺処分した家畜などへの補償制度が格段に整備されたが、その後、家畜伝染病感染事例が大幅に増加したのだ。

高病原性鳥インフルエンザの感染自体にも、疑問がある。それは、大規模農場だけで感染確認がされ、小規模な養鶏場、特に裏庭養鶏と言われる数羽から数十羽程度の養鶏場での感染事例が出てきていないことだ。

自然環境下で渡り鳥からウイルスが小動物へ感染し、その小動物が農場へ入り込むことで感染が始まると言われている。そうであるなら、なぜ、圧倒的に自然界との接触が多い小規模養鶏場での感染事例がないのか。

大規模養鶏場はほぼ例外なくウインドウレス鶏舎になっている。機械化の必要性があり、そのためには雨風の影響を極力抑えて機械の劣化を防止する必要があるからだ。しかし、小規模養鶏場は単に金網張りである事が多い。昆虫はもちろん、トカゲやネズミなどの小動物は自由に入出りできる。だから、感染が自然的な渡り鳥由来のものであれば、必然的に小規模農場での感染が多発しなければいけない。

更に、補償制度自体にもおかしい点がある。二重払いがされている可能性があるからだ。防疫指針と家畜伝染病予防法の二つで別々の補償制度が制定されている。

興味深いことに、家畜伝染病予防法施行令(家畜の評価額の最高限度額)第8条には、法第五十八条第1項第1号で定める額は、(略)鶏にあつては八百円、(略)。

とあるが、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(農林省のサイトにあるもので、「平成23年10月1日農林水産大臣公表」と右肩に記載がある。)には、別紙2「家きんの評価額の算出方法」で「【例】採卵鶏を採卵最盛期(約210日齢)で評価」として、1,473円が記載されている。

特定家畜伝染病防疫指針は、平成13年のBSE発生を受けて作成されている。

令和4年度、防疫措置の対象として、鹿児島県に於いては、初例が出水市で11月18日に約12万羽、採卵鶏であり、令和5年2月3日には13例目として鹿屋市で肉用種鶏2.4万羽が殺処分になっている。鹿児島県のサイトに出ている概数を合計すると136.7万羽となる。鹿児島県での13事例は全国で見ると飛び抜けて多い。頻発した県であっても5事例とか6事例である。

「平成22年度鹿児島県における高病原性鳥インフルエンザの発生と防疫措置」が平成24年10月の日付で鹿児島県農政部畜産課より公開されている。しかし、これ以降、このようなまとめ資料の公表はない。

以上の趣旨により、以下の対策をすることで、人へ感染する鳥インフルエンザウイルスの誕生を未然に防ぐことを陳情する。

1. 令和4年度の報告書を作成し、公表すること。
2. なぜ大規模農場でのみ感染が発生し、小規模な養鶏場での発生がないかについての調査をして、その結果を記載すること。
3. 殺処分した家畜だけでなく、出荷が遅れたタマゴなどの補償についても、家畜伝染病予防法及び防疫指針、家畜防疫互助制度などによる支払状況を記載すること。

以上